諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成27年3月24日(平成27年(行情)諮問第179号) 答申日:平成29年1月24日(平成28年度(行情)答申第668号)

事件名:「陸自教範5-01-01-03-24-0 対ゲリラ・コマンドウ

作戦」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『対ゲリラ・コマンドウ作戦』(陸自教範5-01-01-03-24-0)*制定理由書ないし改訂理由書もあればそれも希望」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、次の2文書(以下、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書 1 陸自教範 5 - 0 1 - 0 1 - 0 3 - 2 4 - 0 対ゲリラ・コマンドウ作戦 (第 1 編 対ゲリラ・コマンドウ作戦) (第 2 編 対遊撃戦) (表紙ないしはしがきを除く。)

文書 2 陸自教範 5 - 0 1 - 0 1 - 0 3 - 2 4 - 0 対ゲリラ・コマンドウ作戦 (第 3 編 不法行動対処) (表紙ないしはしがきを除く。)

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年6月23日付け防官文第9077号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1)異議申立書

ア 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件における国の主張)である。

本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」が特定されたのか不明である。

そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の 特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求め る。

イ 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合 にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により 技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

また電磁的記録にセキュリティ設定等をかけた場合,当該データが 複写先に複写されない場合が技術的に起こり得る。そこで,本件対象 文書がこうした制限がかけられている場合,本件対象文書の内容が交 付された複写には欠落している可能性がある。そのため,交付された 複写が,本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるも のである。

ウ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日 付け防官文第4639号)についても開示・不開示の判断を求める。

処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反するので、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

エ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ きである。

(2) 意見書

ア 国の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定されなければならない。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件における国の主張)である。

また総務庁行政管理局長(当時)の国会答弁でも,法の対象文書は 「電子情報も対象」(第145回国会参議院総務委員会会議録第3号 2頁)と明言されている。

したがって,本件対象文書の特定に当たっては,開示請求時点における電磁的記録形式が特定されなければならない。

事実, 諮問庁は平成25年12月25日付け防官文第17119号における開示決定でWordファイルを特定・明示している。

そもそも法に基づき行われる文書の特定と、複写の交付の際の不開示情報の処理をどうするかという問題は全く別に取り扱われるべき問題である。

イ 審査会事務局による対象文書の直接の確認を求める。

以下の理由から、異議申立人が確認できない事項について審査会事 務局が直接確認することを求める。

(ア)対象文書の電磁的記録の本来の記録形式

理由説明書において諮問庁は、本件対象文書の本来の電磁的記録を特定したかについて明言していないので、特定されていない疑いがある。なお諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠蔽を行っている事実は、平成22年度(行情)答申第75号及び平成25年度(行情)答申第233号から明らかである。

そこで本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を諮問庁に求める とともに、審査会事務局による直接の確認を求めるものである。

(イ)変更履歴の確認

ワード(Word)等で作成された文書(電磁的記録)の場合、変更履歴が残されている場合がある。

この変更履歴もまた組織共有文書に該当するので、本件対象文書 においてもそれが存在していないか確認する必要がある。

諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を特定しないのは、この変更 履歴の存在を隠蔽しようとしている意図があると思われる。

(ウ)「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなして いる情報の確認

諮問庁の理由説明書では、本件対象文書に「本件対象文書の内容 と関わりのない情報」の付随について完全に否定していない。

恐らく「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなす情報それ自体は存在するものと思われるので、処分庁の勝手な判断に任せず、審査会がその内容を確認するべきである。

ウ 履歴情報も組織共有文書であれば、開示対象である。

諮問庁は、履歴情報を特定しなければならない法的義務はないと主張するが、履歴情報が組織共有文書であれば、開示対象である。

例えば、文書作成過程で合議先に変更箇所の確認を求めるため、履 歴情報を残すことは諮問庁の文書作成過程では広く行われている。 また過去の開示決定(平成18年8月3日付け防官文第7679号)では、「北朝鮮のミサイル発射について(案)」と題するワード(Word)等で作成された文書(電磁的記録)が開示され、履歴情報についても開示されている。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の判断を諮問庁に委ね るべきではない。

諮問庁は理由説明書で、本件異議申立ての段階では複写の交付が行われていないことをもって異議申立ての理由がないと主張したいようであるが、複写の交付が行われているか否かは、本件異議申立ての理由とは関わりがない。

異議申立人が主張したいのは、諮問庁がいう「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在するのであれば、それを諮問庁の判断に 委ねるべきでないということである。

諮問庁は過去において「防衛大学校防衛学館図書室が所蔵している事実は確認されたものの、行政文書として所有している事実は確認できなかったため、不存在であると判断した」(平成22年度(行情)答申第75号2頁)という珍妙な主張を行い、「平成21年度(行情)答申第96号における諮問庁の説明は事実を隠蔽しようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」(上記答申第75号5頁)との批判を受けている。

このような指摘を受けながら諮問庁では、こうした隠蔽工作に関わった職員に対して何ら処分を行っておらず、「隠蔽しても責任は問われない」という組織風土を残している。

このような組織風土ないし体質に染まった諮問庁においては、不都 合な事実を「本件対象文書の内容と関わりのない情報」とみなすこと で隠蔽しようとする誘惑が常に存在するのである。

事実,上記答申以後も諮問庁は,「組織全体として不都合な事実を 隠蔽しようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」(平成2 5年度(行情)答申第233号31頁)との指摘を受けている。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」であるか否かの判断を諮問庁に委ねることは極めて危険であり、改めて当該情報を特定の上、それが真に「内容と関わりのない情報」に該当するのかを審査会が判断するべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『対ゲリラ・コマンドウ作戦』(陸自教範5-01-01-03-24-0)*制定理由書ないし改訂理由書もあればそれも 希望」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件 対象文書にそれぞれの表紙ないしはしがきを加えたものを特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、まず、平成25年11月5日付け防官文第14599号により、特定した行政文書のうち、それぞれの表紙ないしはしがきについて開示決定を行った後、平成26年6月23日付け防官文第9077号により、本件対象文書について、法5条3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、 別表のとおりであり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の任 務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるお それがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

- 3 異議申立人の主張について
- (1)異議申立人は、「本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録形式の特定明示を求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしておらず、複写の交付についても適正に実施されている。
- (2) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、原処分において、スキャナにより読み取ってできたPDFファイル形式への変換による情報の欠落がないか、本件対象文書と開示した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している部分はないことを確認しており、当該開示の実施は適正に処理されている。
- (3) 異議申立人は、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639 号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の 内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反す る」として、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求める が、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで開示・不 開示の判断をしなければならないような趣旨の規定はないことから、 履歴情報等について開示・不開示の判断は行っていない。

- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5)以上のことから異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を 維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成27年3月24日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年4月6日

審議

④ 同月27日

異議申立人から意見書を収受

⑤ 平成28年12月16日

委員の交代に伴う所要の手続の実施,

本件対象文書の見分及び審議

⑥ 平成29年1月20日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上幕僚監部教育訓練部教育訓練計画課において、 ゲリラ・コマンドウ部隊による攻撃事態が生起した場合における運用原 則、指揮実行上の原則及び具体的な運用事項等について記述し、教育訓 練の一般的準拠を付与することを目的として作成した教範である。

異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。
 - ア 本件対象文書の原稿については、起草機関である陸上自衛隊研究本部(以下「研究本部」という。)の担当者がパソコンを使用して電磁的記録として作成した上、当該電磁的記録を紙媒体に印刷し、平成24年10月に陸上幕僚監部内の決裁を受けている。
 - イ 上記アの決裁後、研究本部は陸上幕僚監部へ原稿である電磁的記録 を提出し、陸上幕僚監部が原稿である電磁的記録を文書1については 印刷業者に、文書2については陸上自衛隊中央業務支援隊(以下「中 央業務支援隊」という。)に渡して印刷・製本を委託し、印刷業者及

び中央業務支援隊は、当該原稿を加工して印刷・製本できる形に浄書 したPDF形式の電磁的記録及び印刷・製本された紙媒体を作成し、 当該PDF形式の電磁的記録及び紙媒体を陸上幕僚監部に納品した。

- ウ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、陸上幕僚監部、 中央業務支援隊及び印刷業者のいずれにおいても紙媒体及びPDF形 式の電磁的記録の納品後廃棄されている。
- (2)本件対象文書については、印刷業者及び中央業務支援隊から納品されたPDF形式の電磁的記録以外に本件請求文書に該当する電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他にPDF形式以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。
- 3 不開示情報該当性について
- (1) 陸上自衛隊の運用に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、ゲリラ・コマンドウ部隊等 による攻撃事態等における陸上自衛隊の運用に関する情報が記載されて いる。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領が推察され、敵意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書1 (60頁の2(1))については、原処分で不開示としたが、開示実施 していることから不開示を撤回するとのことであるので、これについ ては判断しない。

(2) 陸上自衛隊の情報業務に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、ゲリラ・コマンドウ部隊に よる攻撃事態における陸上自衛隊の情報業務に関する情報が記載されて いる。

当該部分は、これを公にすることにより、ゲリラ・コマンドウ部隊による攻撃事態における自衛隊の情報関心及び情報業務に関する態勢・能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5

条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 陸上自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

別表

番号			 した部分	不開示とした理由
1	文書 1	目次の2頁な	T	
'	 	いし5頁		用に関する情報で
		5頁ないし1	│ │「第4節 作戦・戦闘	あり、これを公に
		1頁	一般の要領」の一部	することにより,
		12頁	「11504 指揮	陸上自衛隊の運用
		1 2 54	所」の全て	要領及び能力が推
		13頁	「11602 作戦・	察される。
			戦闘のための編成一般	
			の要領」の一部	
		15頁及び1	「11803 兵站」	
		6頁	の一部	
		16頁	「11804 衛生」	
			の一部	
		16頁及び1	「11807 民事」	
		7頁	の一部	
		19頁及び2	「12102 師団·	
		0 頁	旅団」の一部	
		2 1 頁ないし	「第1款 計画策定の	
		30頁	要領」の一部	
		32頁ないし	「12206 連隊」	
		3 4 頁	の「3」,「4」,「6」,	
			「7」及び「8」の一	
			部	
		36頁ないし	「12209 連隊	
		42頁	等」の「3」ないし	
			「5」及び「7」ない	
			し「9」の一部	
			「12211 師団·	
		46頁	旅団」の一部	
			「12212 連隊	
		57頁	等」の「4」,「6」な	
			いし「9」及び「1 1」の一部	
		60百		
		60頁		
			旅団」の「2」の	

(1) の一部 61頁 「12302 師団・ 旅団」の「3」の一部 62頁ないし 「12302 師団・ 係団」の「5」ないし 「8」及び「12」の 一部 65頁 「12303 連隊 68頁 「12304 方面 勝」の「4」ないし 「8」及び「11」の一部 68頁 「12305 師団・ 70頁 「12305 師団・ 70頁及び「4」ないし 「6」の一部 70頁及び「4」ないし 「6」の一部 70頁及び「4」ないし 「6」の一部 72頁 「12306 連隊 等」の「1」、「2」、 及び「4」ないし 「6」の一部 72頁 「12308 師団・ 旅団」の一部 73頁及び7 「12309 連隊 等」の「1」の「2)の一部 73頁及び7 「12309 連隊 等」の「1」の一部 73頁及び7 「12309 連隊 等」の「1」の「2)の一部 74頁及び7 「12309 連隊 第」の「1」の「2)の一部 83頁及び8 「12314 師団・ 別は 4款 重要施設等 81頁 「12313 方面 隊」の全て 82頁及び8 「12314 師団・ 別は 3頁 下12314 師団・			
		(1)の一部	
6 2 頁ないし 「1 2 3 0 2 師団・	6 1 頁	「12302 師団・	
(65頁		旅団」の「3」の一部	
「8」及び「12」の 一部 65頁ないし 「8」及び「11」の 「8」及び「11」の 「8」及び「11」の 「8」及び「11」の 「8」及び「11」の 「8	62頁ないし	「12302 師団・	
一部	6 5 頁	旅団」の「5」ないし	
6 5 頁ないし 「1 2 3 0 3 連隊 等」の「4」ないし 「8」及び「1 1」の 一部 6 8 頁 「1 2 3 0 4 方面 隊」の一部 6 8 頁ないし 「1 2 3 0 5 師団・ 旅団」の「1」、「2」及び「4」ないし 「6」の一部 7 0 頁及び 7 「1 2 3 0 6 連隊 等」の「1」、「2」、及び「4」ないし 「6」の一部 7 2 頁 「1 2 3 0 8 師団・ 旅団」の一部 7 3 頁及び 7 「1 2 3 0 9 連隊 等」の「1」の(2)の一部 7 4 頁及び 7 「1 2 3 0 9 連隊 等」の「2」の(1)及び(2)の全て 7 5 頁 「1 2 3 0 9 連隊 等」の「2」の(1)及び(2)の全て 7 5 頁 2 行目ないし4 行目 7 6 頁ないし 「第 4 款 重要施設等 の防護」の一部 8 1 頁 「1 2 3 1 3 方面 隊」の全て 8 2 頁及び 8 「1 2 3 1 4 師団・ 旅団」の一部 6 元 1 2 3 1 4 師団・ 1 3 1 4 師団・ 1 2 3 1 4 団・ 1		「8」及び「12」の	
 68頁 等」の「4」ないし「8」及び「11」の一部 68頁 「12304 方面 隊」の一部 68頁ないし「12305 師団・旅団」の「1」,「2」及び「4」ないし「6」の一部 70頁及び7「12306 連隊等」の「1」,「2」及び「4」ないし「6」の一部 72頁 「12308 師団・旅団」の一部 73頁及び7「12308 師団・旅団」の一部 73頁及び7「12309 連隊等」の「1」の(2)の一部 74頁及び7「12309 連隊等」の「2」の(1)及び(2)の全て 75頁 2行目ないし4行目 76頁ないし「第4款 重要施設等の防護」の一部 81頁 「12314 師団・ 家団」の一部 81頁 「12314 師団・ 家団」の一部 		一部	
「8」及び「11」の一部 68頁 「12304方面	65頁ないし	「12303 連隊	
一部	68頁	等」の「4」ないし	
 68頁 「12304 方面		「8」及び「11」の	
		一部	
 68頁ないし 「12305 師団・	68頁	「12304 方面	
TO頁 旅団」の「1」,「2」 及び「4」ないし 「6」の一部 7 0 頁及び 7		隊」の一部	
及び「4」ないし 「6」の一部 70頁及び7 「12306 連隊 等」の「1」、「2」、 及び「4」ないし 「6」の一部 72頁 「12308 師団・ 旅団」の一部 73頁及び7 「12309 連隊 等」の「1」の(2) の一部 74頁及び7 「12309 連隊 5頁 「12309 連隊 5頁 「12309 連隊 5頁 「12309 で 75頁 2行目ないし4行目 76頁ないし 81頁 「12313 方面 隊」の全て 82頁及び8 「12314 師団・ 3頁	68頁ないし	「12305 師団・	
「6」の一部 7 0 頁及び 7 「1 2 3 0 6 連隊 等」の「1」,「2」, 及び「4」ないし 「6」の一部 7 2 頁 「1 2 3 0 8 師団・ 旅団」の一部 7 3 頁及び 7 「1 2 3 0 9 連隊 等」の「1」の(2)の一部 7 4 頁及び 7 「1 2 3 0 9 連隊 等」の「2」の(1) 及び(2)の全て 7 5 頁 2 行目ないし4行目 7 6 頁ないし 8 1 頁 「1 2 3 1 3 方面 隊」の全て 8 2 頁及び 8 「1 2 3 1 4 師団・ 3 頁 旅団」の一部	70頁	旅団」の「1」,「2」	
70頁及び7 「12306 連隊 等」の「1」、「2」、及び「4」ないし「6」の一部 72頁 「12308 師団・旅団」の一部 73頁及び7 「12309 連隊 等」の「1」の(2)の一部 74頁及び7 「12309 連隊 等」の「2」の(1)及び(2)の全て 75頁 2行目ないし4行目 76頁ないし 「第4款 重要施設等の防護」の一部 81頁 「12313方面隊」の全て 82頁及び8 「12314 師団・旅団」の一部		及び「4」ないし	
1頁 等」の「1」,「2」,及び「4」ないし「6」の一部 72頁 「12308 師団・旅団」の一部 73頁及び7 「12309 連隊 等」の「1」の(2)の一部 74頁及び7 「12309 連隊 等」の「2」の(1)及び(2)の全で 75頁 2行目ないし4行目 76頁ないし「第4款 重要施設等の防護」の一部 81頁 「12313方面隊」の全で 82頁及び8 「12314 師団・滅可」の一部			
及び「4」ないし 「6」の一部 72頁 「12308 師団・ 旅団」の一部 73頁及び7 「12309 連隊 等」の「1」の(2) の一部 74頁及び7 「12309 連隊 等」の「2」の(1) 及び(2)の全て 75頁 2行目ないし4行目 76頁ないし「第4款 重要施設等 の防護」の一部 81頁 「12313 方面 隊」の全て 82頁及び8 「12314 師団・ 旅団」の一部	70頁及び7		
「6」の一部 7 2 頁 「1 2 3 0 8 師団・ 旅団」の一部 7 3 頁及び 7 「1 2 3 0 9 連隊 等」の「1」の(2) の一部 7 4 頁及び 7 「1 2 3 0 9 連隊 5 頁 「1 2 3 0 9 連隊 5 頁 タび (2)の全て 7 5 頁 2 行目ないし4 行目 7 6 頁ないし 「第 4 款 重要施設等 の防護」の一部 8 1 頁 「1 2 3 1 3 方面 隊」の全て 8 2 頁及び 8 「1 2 3 1 4 師団・ 3 頁 旅団」の一部	1頁		
72頁 「12308 師団・			
73頁及び7 「12309 連隊 4頁 等」の「1」の(2)の一部 74頁及び7 「12309 連隊 5頁 等」の「2」の(1)及び(2)の全で 75頁 2行目ないし4行目 76頁ないし「第4款 重要施設等の防護」の一部 81頁 「12313方面隊」の全で 82頁及び8 「12314 師団・	72頁		
4頁 等」の「1」の(2)の一部 74頁及び7 「12309 連隊 等」の「2」の(1) 及び(2)の全て 75頁 2行目ないし4行目 76頁ないし「第4款 重要施設等の防護」の一部 81頁 「12313 方面隊」の全て 82頁及び8 「12314 師団・3頁 旅団」の一部		旅団」の一部	
74頁及び7 「12309 連隊 5頁 等」の「2」の(1) 及び(2)の全て 75頁 76頁ないし 「第4款 重要施設等の防護」の一部 81頁 「12313方面隊」の全て 82頁及び8 「12314 師団・ 3頁 旅団」の一部	73頁及び7		
74頁及び7 「12309 連隊 5頁 等」の「2」の(1) 及び(2)の全て 75頁 76頁ないし「第4款 重要施設等の防護」の一部 81頁 「12313 方面 隊」の全て 82頁及び8 「12314 師団・ 旅団」の一部	4 頁		
5頁 等」の「2」の(1) 及び(2)の全て 75頁 2行目ないし4行目 76頁ないし「第4款 重要施設等の防護」の一部 81頁 「12313 方面			
及び(2)の全て75頁2行目ないし4行目76頁ないし「第4款 重要施設等の防護」の一部81頁の防護」の一部81頁「12313 方面 隙」の全て82頁及び8「12314 師団・ 旅団」の一部		,	
75頁2行目ないし4行目76頁ないし「第4款 重要施設等 81頁の防護」の一部81頁「12313 方面 隊」の全て82頁及び8「12314 師団・ 旅団」の一部	5 頁		
76頁ないし「第4款 重要施設等81頁の防護」の一部81頁「12313 方面 隊」の全て82頁及び8「12314 師団・ 旅団」の一部			
81頁 の防護」の一部 81頁 「12313 方面 隊」の全て 82頁及び8 3頁 「12314 師団・ 旅団」の一部			
81頁 「12313 方面 隊」の全で 82頁及び8 「12314 師団・ 3頁 旅団」の一部			
隊」の全て82頁及び8「12314 師団・3頁旅団」の一部			
82頁及び8 「12314 師団・ 3頁 旅団」の一部	8 1 頁 		
3頁 旅団」の一部			
83頁及び8 「12315 連隊			
	83頁及び8	1 2 3 1 5 連隊	

4 頁	等」の「1」の一部	
84頁ないし	「12315 連隊	
9 3 頁	等」の「2」の一部	
	(85頁の「イ 情報	
	資料の収集」及び「ウ	
	関係部外機関等との調	
	整」並びに87頁の	
	「カ 通信」の全てを	
	除く。)	
9 4 頁及び 9	「12315 連隊	
5 頁	等」の「3」及び	
	「4」の一部	
97頁及び9	「12401 方面	
8頁	隊」の「1」及び	
	「2」の一部	
98頁及び9	「12401 方面	
9頁	隊」の「5」の一部	
100頁	「12402 師団・	
	旅団」の一部	
100頁及び	「12403 連隊	
101頁	等」の一部	
104頁ない		
し106頁	視計画」の「2」ない	
	し「5」の一部	
107頁	「13206 監視網	
	の構成」の一部	
	「13207 要旨」	
	の全て	
108頁	「13208 監視の	
	実施」の全て	
	「13209 要旨」	
	の一部	
109頁及び		
110頁	戒計画」の「2」ない	
	し「7」の一部	
111頁	「13212 命令」	
	の一部	

112頁	「13214 検問活	
	動の準備」の全て	
	「13215 巡察の	
	準備」の全て	
112頁及び	「第2目 地域警戒の	
113頁	実施」の一部	
113頁ない	「第3款 小隊以下の	
し125頁	行動」の一部	
126頁	記述の一部	
127頁ない	「13302 防護計	
し132頁	画」の「2」ないし	
	「9」の一部	
134頁	「13305 陣地占	
	領後の指導」の全て	
134頁ない	「第2目 防護の実	
し137頁	施」の一部	
138頁	記述の一部	
139頁及び	「13314 警戒計	
140頁	画」の一部	
141頁ない	「第3目 小隊以下の	
し143頁	行動」の一部	
145頁ない	「13329 反撃計	
し148頁	画」の「2」ないし	
	「9」の一部	
150頁	「13331 反撃態	
	勢の確立」の一部	
150頁ない	「第2目 反撃の実	
し153頁	施」の一部	
154頁	「13405 包囲部	
	隊等の超越」の全て	
155頁ない	「13406 攻撃突	
し160頁	入計画」の「2」ない	
	し「9」,「10」の	
	(2)及び「11」の	
	一部	
160頁ない	「13407 市街地	
し162頁	の攻撃突入において計	

	ı	T	T	
			画作成上着意すべき事	
			項」の「1」ないし	
			「5」の一部	
		163頁	「13408 命令」	
			の一部	
			「13409 戦闘展	
			開の実施」の全て	
		163頁ない	「第2目 撃滅の実	
		し171頁	施」の一部	
		173頁	「13420 包囲部	
			隊等の超越」の全て	
		173頁ない	「13421 狩り出	
		し178頁	し計画」の「2」ない	
			し「9」の一部	
		179頁	「13422 命令」	
			の全て	
		180頁	「13423 戦闘展	
			開の実施」の全て	
		180頁ない	「13425 捜索前	
		し182頁	進」の一部	
		182頁及び	「13426 応急阻	
		183頁	止陣地の占領」の全て	
		183頁	「13427 挟撃」	
			の全て	
		185頁ない	「13431 包囲計	
		し191頁	画」の「2」ないし	
			「9」の一部	
		192頁ない	「13432 市街地	
		し194頁	の包囲において計画作	
			成上着意すべき事項」	
			の「1」ないし「5」	
			及び「7」の(1)な	
			いし(4)の一部	
		194頁及び	「13433 命令」	
		195頁	の一部	
		195頁	「13434 包囲の	
			形成」の全て	
-		•	•	•

	I	T
	「第2目 包囲の実	
	施」の一部	
	「第5節 予備隊」の	
201頁	一部	
	「第2章 捜索及び捜	
し210頁	索撃滅」の一部	
2 1 1 頁	「第1節 重要施設等	
	の防護」の一部	
2 1 2 頁ない	「第2節 特定防護対	
し218頁	象に応ずる防護要領」	
	の一部	
226頁及び	付録第2の一部	
227頁		
230頁及び	付録第4の図の全て	
2 3 1 頁		
2 3 2 頁	付録第5の図の全て	
	付録第6の図の全て	
2 3 3 頁	付録第7の図の全て	
	付録第8の図の全て	
2 3 4 頁	付録第9の図の全て	
	付録第10の図の全て	
235頁	付録第11の表題の一	
	部及び図の全て	
	付録第12の表題の一	
	部及び図の全て	
236頁	付録第13の表題の一	
	部及び図の全て	
	付録第14の表題の一	
	部及び図の全て	
237頁	付録第15の表題の一	
	部及び図の全て	
	付録第16の表題の一	
	部及び図の全て	
238頁	付録第17の表題の一	
	部及び図の全て	
	付録第18の表題の一	
	部及び図の全て	
 <u> </u>		•

239頁	付録第19の表題の一	
	部及び図の全て	
	付録第20の表題の一	
	部及び図の全て	
2 4 0 頁	付録第21の表題の一	
	部及び図の全て	
	付録第22の表題の一	
	部及び図の全て	
2 4 1 頁	付録第23の図の全て	
	付録第24の図の全て	
2 4 2 頁	付録第25の図の全て	
	付録第26の表題の一	
	部及び図の全て	
2 4 3 頁	付録第27の表題の一	
	部及び図の全て	
	付録第28の図の全て	
2 4 4 頁	付録第29の図の全て	
	付録第30の図の全て	
2 4 6 頁	付録第32の図の全て	
	付録第33の図の全て	
2 4 7 頁	付録第34の表題の一	
	部及び図の全て	
	付録第35の表題及び	
	図の一部	
2 4 8 頁	付図の図の全て	
	付録第36の表題の一	
	部及び図の全て	
2 4 9 頁	付録第37の表題の一	
	部及び図の全て	
	付録第38の図の全て	
250頁	付録第39の図の全て	
	付録第40の図の全て	
251頁	付録第41の表題の一	
	部及び図の全て	
	付録第42の表題の一	
	部及び図の全て	
252頁	付録第43の表題の一	

			部及び図の全て	
			付録第44の表題の一	
			部及び図の全て	
	文書 2	8 頁ないし1	「第3章 不法行動対	
		1頁	処の一般的要領」の一	
			部	
		13頁ないし		
		16頁	連携(注意)」の一部	
2	文書 1	14頁及び1	「11802 情報」	陸上自衛隊の情
		5頁	の一部	報業務に関する情
		30頁及び3	「12204 方面	報であり、これを
		1 頁	隊」の一部	公にすることによ
		3 1 頁及び 3	「12206 連隊」	り,陸上自衛隊の
		2 頁	の「1」及び「2」の	情報関心及び情報
			一部	業務に関する能力
		35頁	「12209 連隊	が推察される。
			等」の「1」の一部	
		46頁	「12212 連隊	
			等」の「3」の一部	
		60頁	「12302 師団・	
			旅団」の「2」の	
			(2)の一部	
		6 2 頁	「12302 師団・	
			旅団」の「4」の一部	
		65頁	「12303 連隊	
			等」の「3」の一部	
		6 9 頁	「12305 師団・	
			旅団」の「3」の一部	
		70頁	「12306 連隊	
			等」の「3」の一部	
		71頁及び7	「12307 方面	
		2 頁	隊」の一部	
		7 4 頁	「12309 連隊	
			等」の「1」の(3)	
			の一部	
		75頁	6 行目及び7 行目, 9	
			行目及び10行目,1	

		I	I - 4= - 11 - 22 1	
			8行目並びに19行目	
			ないし22行目	
		85頁	「イ 情報資料の収	
			集」の全て	
		159頁	「13406 攻撃突	
			入計画」の「10」の	
			(1)の一部	
		178頁	「13421 狩り出	
			し計画」の「10」の	
			一部	
		221頁ない	付録第1の一部	
		し225頁		
		228頁	付録第3の図の全て	
		2 4 5 頁	付録第31の一部	
3	文書 1	65頁	「12303 連隊	陸上自衛隊の指
			等」の「2」の一部	揮系統・通信シス
		70頁	「12305 師団・	テム等に関する情
			旅団」の「7」の一部	報であり,これを
		71頁	「12306 連隊	公にすることによ
			等」の「7」の一部	り、陸上自衛隊の
		87頁	「カー通信」の全て	指揮・統制要領,
		98頁	「12401 方面	手法及び内容が推
			隊」の「4」の一部	察される。
		106頁及び	「13203 沿岸監	
		107頁	視計画」の「6」の一	
			部	
		111頁	「13211 地域警	
			戒計画」の「9」の一	
			部	
		133頁	「13302 防護計	
			画」の「11」の一部	
		149頁	「13329 反撃計	
			画」の「11」の一部	
		160頁	「13406 攻撃突	
			入計画」の「12」の	
			一部	
		162頁	「13407 市街地	

の攻撃突入において計	
画作成上着意すべき事	
項」の「6」の一部	
「13421 狩り出	
し計画」の「12」の	
一部	
「13431 包囲計	
画」の「11」の一部	
「13432 市街地	
の包囲において計画作	
成上着意すべき事項」	
の「6」の一部	
「13432 市街地	
の包囲において計画作	
成上着意すべき事項」	
の「7」の(5)の一	
部	
	画作成上着意すべき事項」の「6」の一部 「13421 狩り出し計画」の「12」の一部 「13431 包囲計画」の「11」の一部 「13432 市街地の包囲において計画作成上着意すべき事項」の「6」の一部 「13432 市街地の包囲において計画作成上着意すべき事項」